

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

○特定計量器定期検査の実施……………  
……………(生活文化局計量検定所検査課)……………一

○公共測量の実施(二件)……………  
……………(都市整備局都市基盤部調整課)……………一

○建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の変更……………(都市整備局市街地建築部建築企画課)……………二

○建築基準法による一団地の区域の認定取消し……………  
……………(都市整備局市街地建築部建築指導課)……………二

○建築基準法による一団地の区域……………(同)……………二

○建築基準法による一団地の区域……………(同)……………二

○クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定……………(福祉保健局健康安全全部健康安全課)……………二

○保安林の指定……………(産業労働局農林水産部森林課)……………二

○都道の区域変更(四件)……………  
……………(建設局道路管理部路政課)……………三

○港湾施設の変更……………(港湾局港湾経営部経営課)……………八

○警視庁組織規則及び警視庁司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則……………八

○警察署協議会委員の委嘱……………八

## 告示

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による営業許可の取消し(二件)……………八

○開発行為に関する工事完了……………  
……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………九

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二件)……………  
……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………一〇

### ●東京都告示第千三百三十三号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成三十年九月二十一日

東京都計量検定所長 林 久美子

- 一 検査地域 文京区、豊島区、北区及び板橋区
- 二 検査対象 非自動はかりであって、ひょう量が二トンを超えるもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二トン以下のもの(分銅及びおもりを含む。)
- 三 検査期日 平成三十年十一月一日から同年十二月二十一日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)
- 四 検査場所 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所
- 五 指定定期検査機関 一般社団法人東京都計量協会

### ●東京都告示第千三百三十四号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、荒川区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年九月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 荒川区
- 二 測量の種類 公共測量(地籍調査(官民境界等先行調査))
- 三 測量の区域 荒川区西尾久二丁目及び東尾久五丁目各  
地内
- 四 測量の期間 平成三十年七月十日から平成三十一年三月八日まで

### ●東京都告示第千三百三十五号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国分寺市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年九月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 国分寺市
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 国分寺市南町三丁目地内
- 四 測量の期間 平成三十年九月十二日から同年十月九日  
まで

●東京都告示第千三百三十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第七十七条の三十五の八第二項の規定に基づき、国土交通大臣の指定に係る指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年九月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

名称	変更前	変更後	変更年月日
ビュールーベ	千代田区神田駿河台二丁目八番	千代田区神田駿河台四丁目三番地	平成三十年九月三日
ジャパニ株式	事務所所在地		

●東京都告示第千三百三十七号

平成十六年東京都告示第千三百七十八号により告示した一団地等の区域について、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条の五第二項の規定による認定の取消しをしたので、同条第四項の規定により告示する。

平成三十年九月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

認定を取り消した一団地等の区域の地名地番及び取消年月日

認定を取り消した区域の地名地番 取消年月日  
墨田区横網一丁目八番四十八及び二十 平成三十年九月二十六 四日

●東京都告示第千三百三十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成三十年九月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 対象区域の地名地番及び認定年月日  
対象区域の地名地番 認定年月日  
文京区後楽一丁目一番二十四、同番三十六、同番五十二、同番五十四、同番七十三、同番七十六、同番百十八、同番百三十六から同番百三十八まで、同番百三十七、同番百三十九、同番百四十一、同番百四十三から同番百四十五まで、同番百四十八から同番百五十二まで、春日一丁目一番百十、同番百二十九から同番百三十五まで、同番百三十八、同番百三十九及び同番百四十四
- 二 認定計画書の縦覧場所  
東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第千三百三十九号

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第八條の二第一項及び第八條の三の規定に基づき、クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習であつて通信制で行う研修及び講習(以下「第二型研修等」という。)を次のように指定する。

平成三十年九月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 第二型研修等の主催者の名称及び所在地  
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター  
港区新橋六丁目八番二号
- 二 受講対象者  
都内に所在するクリーニング所に勤務するクリーニング師及び業務従事者のうち次のいずれかに該当する者  
(一) へき地離島に居住する者  
(二) 聴覚障害等の障害により研修会場等での受講が困難と知事が認めたる者
- 三 申込受付期間  
平成三十年十月十五日から同年十二月十四日まで
- 四 受講料  
(一) クリーニング師の研修 五千円  
(二) 業務従事者に対する講習 四千五百円

●東京都告示第千三百四十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年九月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 保安林の所在場所  
三宅島三宅村伊ヶ谷三三八番(次の図に示す部分に限る。)
- 二 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 三 指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法

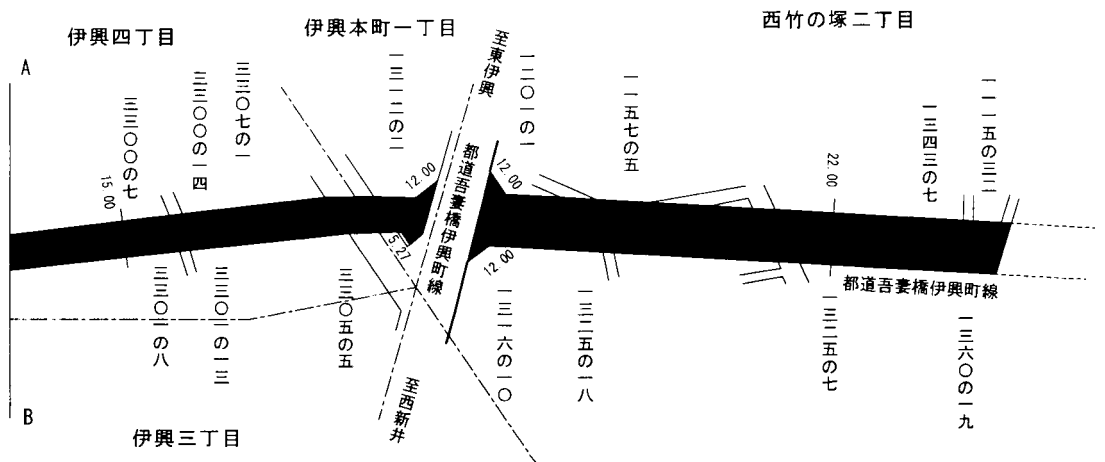
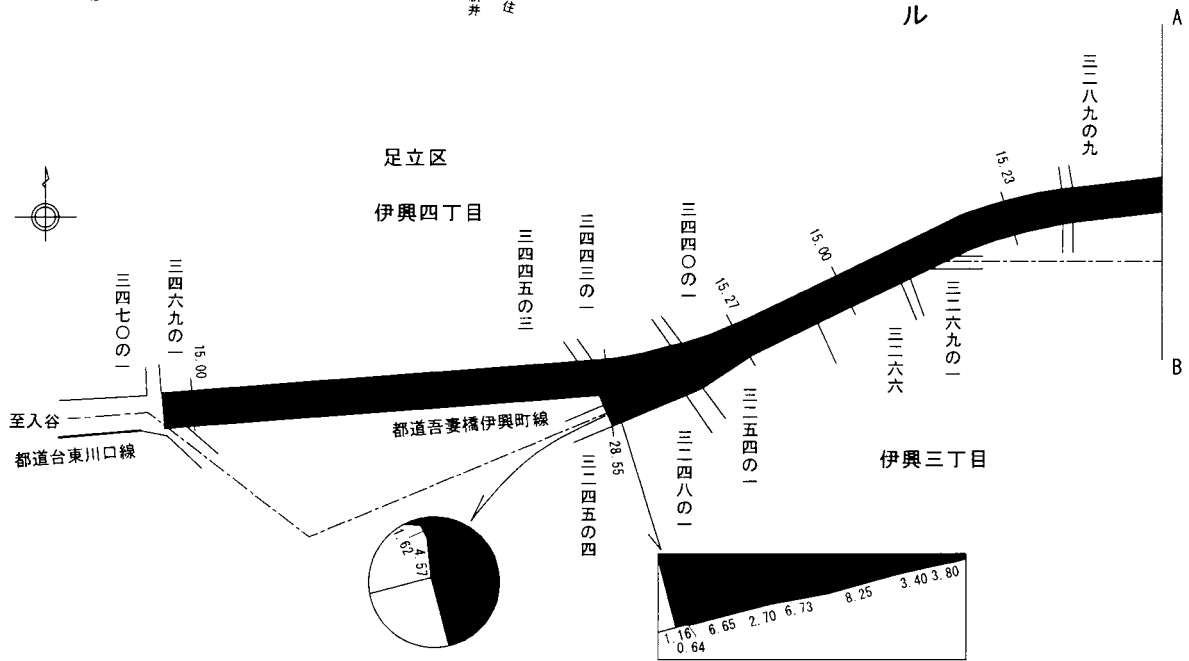
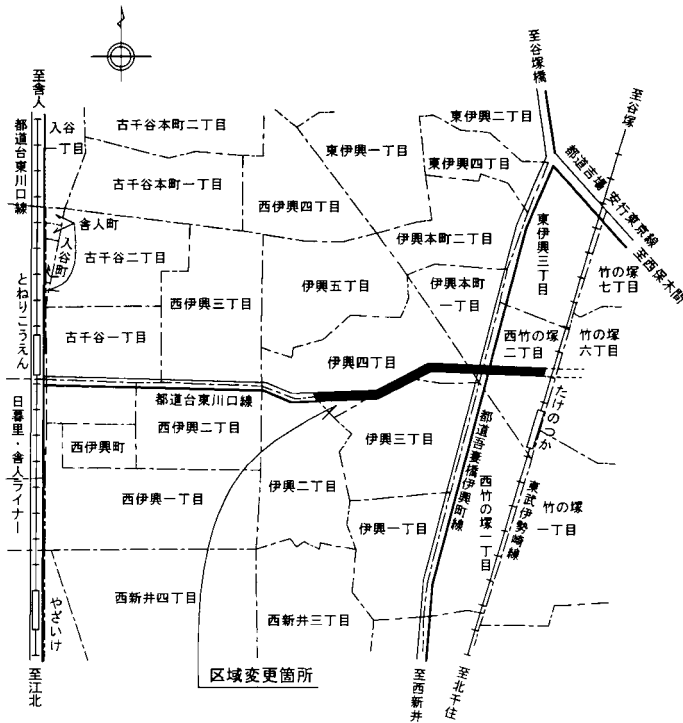
<p>三 変更の概要 別図表示のとおり</p> <p>二 変更の区間 足立区西竹の塚二丁目千百十五番三十二地先から同区伊興四丁目三千四百六十九番一地先まで</p> <p>一 路線名 吾妻橋伊興町</p>	<p>平成三十年九月二十一日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>●東京都告示第千三百四十一号</p> <p>道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。</p> <p>その関係図面は、平成三十年九月二十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。</p> <p>（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び三宅村役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>(二) 立木の伐採の限度</p> <p>次のとおりとする。</p> <p>3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>1 主伐は、択伐による。</p> <p>2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p>

別 図

都道吾妻橋伊興町線区域変更略図

足立区西竹の塚二丁目と伊興四丁目

- 都道
  - 特別区道
  - 編入区域
  - 延長
  - 面積
- 一四、八〇二・〇八平方メートル



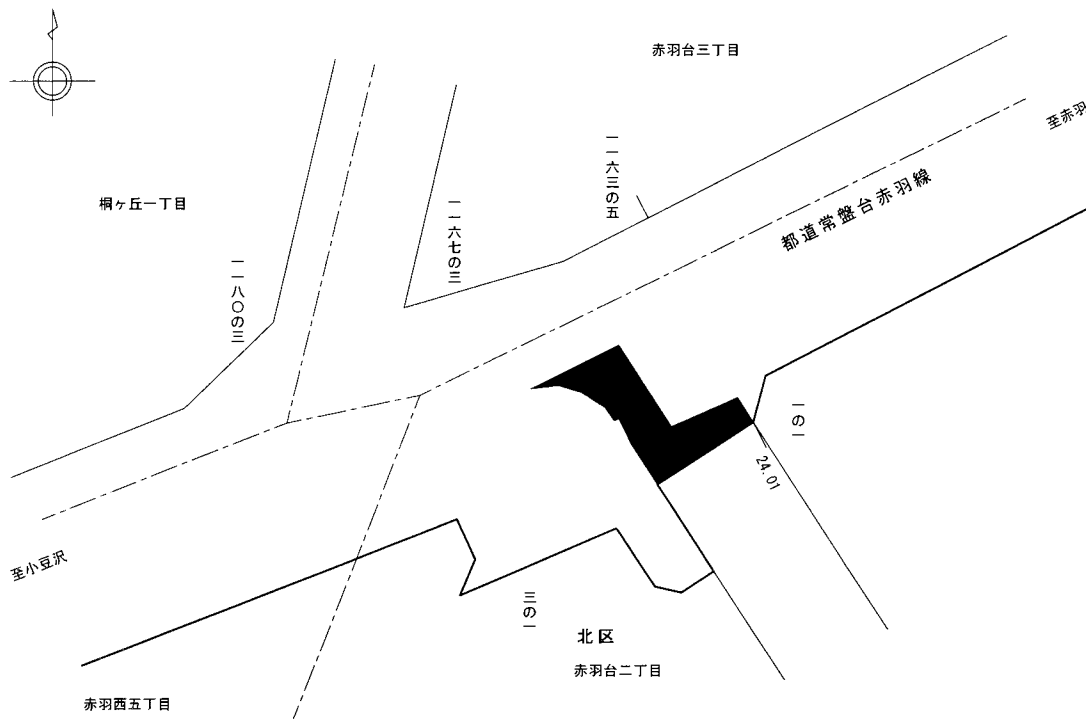
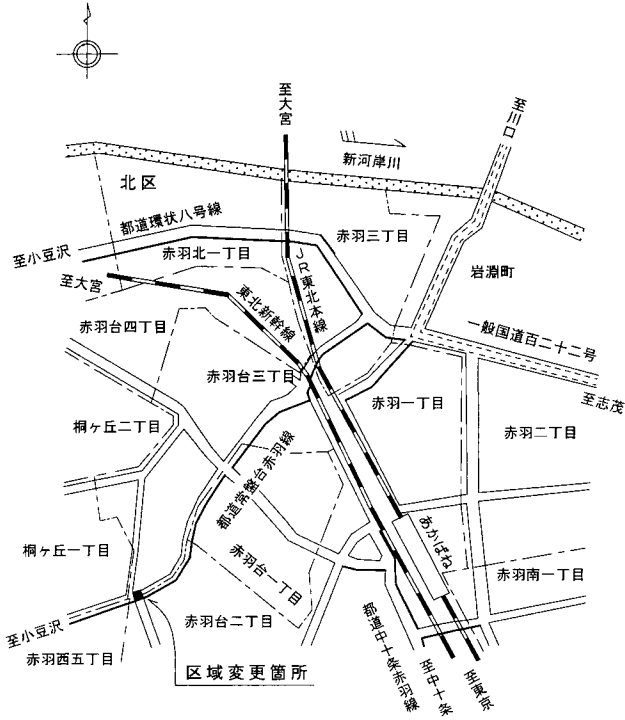
別図

都道常盤台赤羽線区域変更略図

北区赤羽台二丁目地内



延長 一九・〇二メートル  
面積 一〇三・八七平方メートル



●東京都告示第千三百四十二号  
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成三十年九月二十一日から起算して

二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。  
平成三十年九月二十一日  
東京都知事 小池百合子  
一 路線名 常盤台赤羽

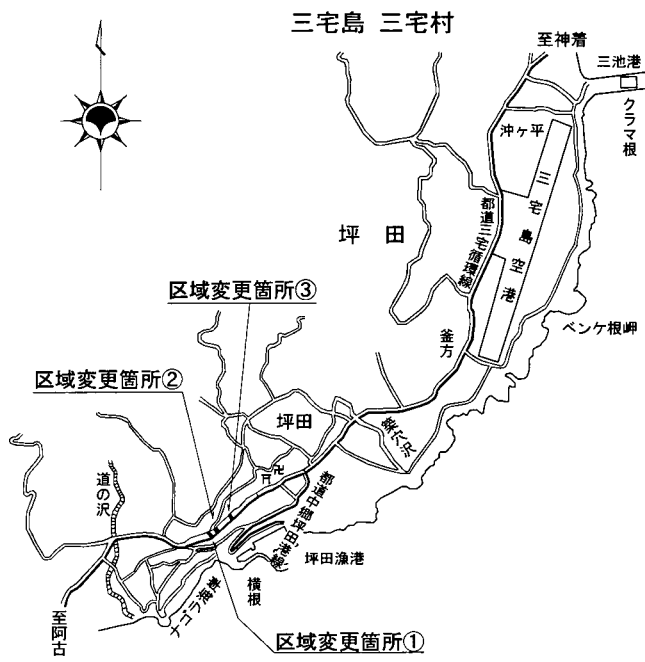
二 変更の区間 北区赤羽台二丁目三番一地从先から同所一番一地从先まで  
三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道三宅循環線区域変更略図

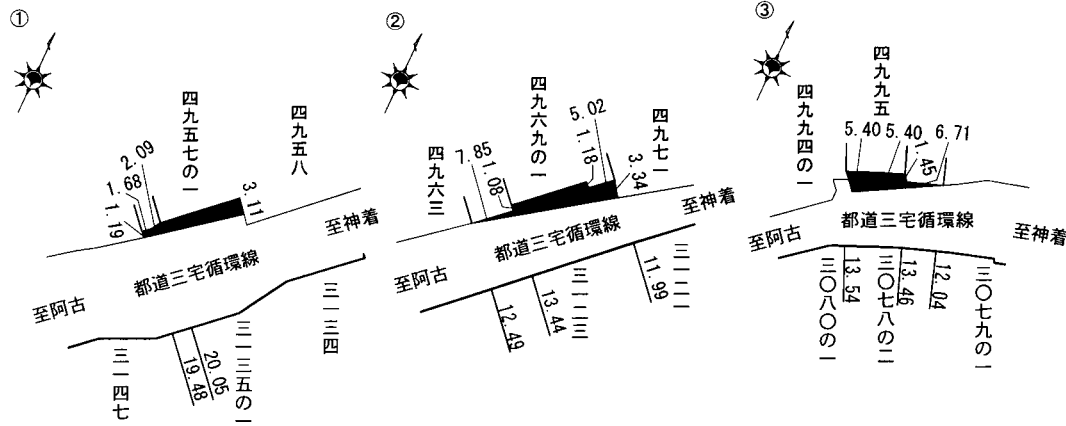
三宅島三宅村坪田内

●東京都告示第千三百四十三号  
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、平成三十年九月二十一日から起算して



延長 六三・七三メートル  
 面積 一四三・八三平方メートル

三宅島 三宅村 坪田



二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。  
 平成三十年九月二十一日  
 東京都知事 小池 百合子  
 一 路線名 三宅循環線

二 変更の区間 三宅島三宅村坪田四千九百五十七番一  
 内から同所四千九百九十五番地内まで  
 三 変更の概要 別図表示のとおり

別 図

都道八丈循環線区域変更略図

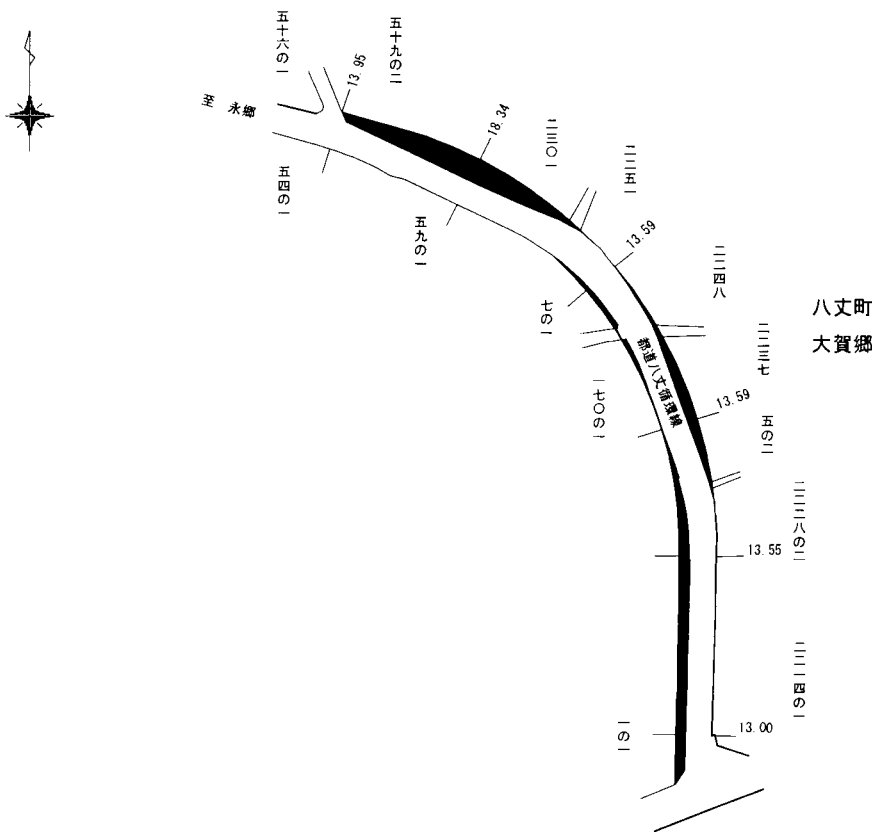
八丈町大賀郷地内

●東京都告示第千三百四十四号  
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、平成三十年九月二十一日から起算して

一 路線名 八丈循環線  
 二 変更の区間 八丈島八丈町大賀郷一番一地内から同所五十九番二地内まで  
 三 変更の概要 別図表示のとおり

二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。  
 平成三十年九月二十一日  
 東京都知事 小池百合子

都道  
 町道  
 編入区域  
 延長 三〇二・四〇メートル  
 面積 一、二七五・六六平方メートル



●東京都告示第千三百四十五号

東京都港湾管理条例（平成十六年東京都条例第九十三号）第五条の規定により、港湾施設の規模を次のとおり変更する。

平成三十年九月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

種類	名称	規 模		所在地	変更年 月日
		変更前	変更後		
港湾施設用地	晴海お頭地区港湾施設用地	五三・二〇〇・三三平方メ	五三・〇八二・六〇平方メ	中央区晴海四丁目及び同区晴海五丁目	平成三十年九月二十
	晴海客船ターミナル施設	敷地面積三二・一六四八・六八平方メ	敷地面積三二・一七一・三〇一平方メ	中央区晴海五丁目七番一号	同日

規 則（公）

警視庁組織規則及び警視庁司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年9月21日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英

●東京都公安委員会規則第13号

警視庁組織規則及び警視庁司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則（警視庁組織規則の一部改正）

第1条 警視庁組織規則（昭和47年4月1日東京都公安委

員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第66条第2項を次のように改める。

2 生活安全相談センターの分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 生活安全相談に関すること。

(2) 行方不明者等の捜索、手配及び保護に関すること。

(3) 精神障害者、行路病人等の保護に関すること。

第66条に次の1項を加える。

3 生活安全相談センターに係を置く。

第72条第9項中「会計監査室」の次に「、制度企画室」を加える。

（警視庁司法警察員等の指定に関する規則の一部改正）

第2条 警視庁司法警察員等の指定に関する規則（平成5年2月2日東京都公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号オ中「生活安全対策第五係」を

「生活安全対策第四係」に改める。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

告 白（公）

●東京都公安委員会告示第314号

警察法（昭和29年法律第162号）第53条の2第3項の規定により、平成30年9月7日、警察署協議会委員を次のとおり委嘱した。

平成30年9月21日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英

記

警察署協議会名 氏 名

警視庁大崎警察署協議会 山口 直 敬

警視庁日黒警察署協議会 古 竹 紋 子

●東京都公安委員会告示第315号

次の者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第8条第3号の規定に該当するに至ったので、平成30年8月10日風俗営業の許可を取り消した。

おって、被処分者の所在が不明のため通達できないので、この告示をもって通達に代える。

平成30年9月21日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英

記

1 被処分者の営業所の所在地及び名称並びに氏名

(1) 新宿区歌舞伎町二丁目25番2号 荒生ビル5階D室 「CLUB NEO」 石塚 考一

(2) 新宿区歌舞伎町二丁目33番1号 第6トーアビル7階703号室 「アピエース」 井川 翼

(3) 千代田区外神田四丁目4番2号 外神田第1ビル6階 「麻雀 FINE」 表 義風

2 処分事由

正当な事由がなく6月以上休業

3 その他



(1) この処分には不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都公安委員会（警視庁生活安全部保安課経由）に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

(2) この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。） 、 処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、上記(1)の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができません（なお、この場合においても、当該審査請求に対する判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

●東京都公安委員会告示第316号

次の者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第8条第4号の規定に該当するに至ったので、平成30年8月10日風俗営業の許可を取り消した。

おつて、被処分者の所在が不明のため通達できないので、この告示をもって通達に代える。

平成30年9月21日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英

記

1 被処分者の営業所の所在地及び名称並びに氏名

(1) 北区赤羽南一丁目5番9号 太郎会館地下1階1号室

「スウイートスター」 上村 友義

(2) 北区赤羽一丁目36番7号201

「マニラ」 沈 培明

(3) 三宅島三宅村伊ヶ谷428番地1 1階及び2階

「スナック ソウル」 林 栄愛

2 処分事由

3月以上所在不明

3 その他

(1) この処分には不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都公安委員会（警視庁生活安全部保安課経由）に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

(2) この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。） 、 処分の取消しの訴えを提起す

ることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日を翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、上記(1)の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する判決の日を翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

公 告

開発行為に関する工事の完了について  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

平成三十年九月二十一日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

調布市染地二丁目十四番十一番一  
同番十一地先及び十五番一  
株式会社飯田産業  
代表取締役 兼井 雅史

武蔵野市中町三丁目千六百四十九番一の一  
同番五及び千六百六十七番一の一  
新宿区西新宿一丁目二十六番二  
野村不動産株式会社  
代表取締役 宮嶋 誠一

小金井市貫井北町五丁目六百  
小金井市貫井北町五丁目一

五十五番一、同番一地先、同 十一番十一号  
 番六及び六百八十三番二から 同番七まで  
 村越 昭彦

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成三十年九月二十一日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

平成三十年九月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 イオンモール多摩平の森
- 二 店舗所在地 日野市多摩平二丁目四番地一ほか
- 三 設置者名 三井住友信託銀行株式会社
- 四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目四番一号
- 五 変更前の小売業者の氏名又は名称 イオンベッ ト株式会社ほか六十二名
- 六 変更後の小売業者の氏名又は名称 イオンベッ ト株式会社ほか五十四名
- 七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 イオンベッ ト株式会社ほか十一名

業者の氏名又は名称

八 変更前の小売業者の住所 豊島区西池袋一丁目十五番七号(株式会社オンデーズ)ほか

九 変更後の小売業者の住所 品川区東品川二丁目二番八号スフィアタワー天王洲13F(株式会社オンデーズ)ほか

十 変更前の小売業者の代表者名 小川 明宏(イオンベッ ト株式会社)ほか

十一 変更後の小売業者の代表者名 辻 晴芳(イオンベッ ト株式会社)ほか

十二 変更日 平成三十年六月二十日ほか

十三 届出日 平成三十年七月十八日

十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十五 縦覧期間 平成三十年九月二十一日から平成三十一年一月二十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名 第一ひばりが丘ビル
- 二 店舗所在地 西東京市住吉町三丁目九番八号
- 三 設置者名 三菱UFJ信託銀行株式会社
- 四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目四番五号
- 五 変更を行った小売業者の氏名又は名称 合同会社西友
- 六 変更前の小売業者の氏名又は名称 上垣内 猛

の代表者名

七 変更後の小売業者の代表者名 ミツチエル・ウェイ・スレープ

八 変更日 平成三十年二月二十四日

九 届出日 平成三十年八月十三日

十 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十一 縦覧期間 平成三十年九月二十一日から平成三十一年一月二十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十二 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名 三菱ビル・丸の内二丁目ビル
- 二 店舗所在地 千代田区丸の内二丁目五番一号ほか
- 三 設置者名 三菱地所株式会社
- 四 設置者住所 千代田区大手町一丁目一番一号
- 五 変更前の店舗名 三菱・丸の内二丁目ビル
- 六 変更後の店舗名 三菱ビル・丸の内二丁目ビル
- 七 変更前の設置者住所 千代田区大手町一丁目六番一号
- 八 変更後の設置者住所 千代田区大手町一丁目一番一号
- 九 変更前の設置者の代表者名 木村 恵司
- 十 変更後の設置者の代表者名 吉田 淳一

<p>十一 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社ニコメガネほか九名</p>	<p>三 設置者名 か 三菱地所株式会社ほか一名</p>	<p>十八 変更後の小売業者の代表者名 造田 博之(トウミジャパン株式会社) ほか</p>
<p>十二 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社ニコメガネほか九名</p>	<p>四 設置者住所 千代田区大手町一丁目一番一号ほか</p>	<p>十九 変更日 平成三十年八月十七日ほか</p>
<p>十三 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社ニコメガネほか三名</p>	<p>五 変更前の店舗名 丸の内通りビルディング・岸本ビルヂング</p>	<p>二十 届出日 平成三十年八月十七日</p>
<p>十四 変更前の小売業者の住所 港区海岸一丁目二番二十号(株式会社三陽商会) ほか</p>	<p>六 変更後の店舗名 丸の内通りビル・岸本ビルヂング</p>	<p>二十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>
<p>十五 変更後の小売業者の住所 新宿区四谷本塩町六丁目十四番(株式会社三陽商会) ほか</p>	<p>七 変更を行った設置者名 三菱地所株式会社</p>	<p>二十二 縦覧期間 平成三十年九月二十一日から平成三十一年一月二十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>
<p>十六 変更前の小売業者の代表者名 川辺 憲一(株式会社ニコメガネ) ほか</p>	<p>八 変更前の設置者住所 千代田区大手町一丁目六番一号</p>	<p>二十三 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>
<p>十七 変更後の小売業者の代表者名 加藤 宏太郎(株式会社ニコメガネ) ほか</p>	<p>九 変更後の設置者住所 千代田区大手町一丁目一番一号</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)附則第五條第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同條第四項及び法第六條第三項において準用する法第五條第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。</p>
<p>十八 変更日 平成三十年八月十七日ほか</p>	<p>十 変更前の設置者の代表者名 木村 恵司</p>	<p>なお、法第八條第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成三十年九月二十一日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。</p>
<p>十九 届出日 平成三十年八月十七日</p>	<p>十一 変更後の設置者の代表者名 吉田 淳一</p>	
<p>二十 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>十二 変更前の小売業者の氏名又は名称 トウミジャパン株式会社ほか九名</p>	
<p>二十一 縦覧期間 平成三十年九月二十一日から平成三十一年一月二十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>十三 変更後の小売業者の氏名又は名称 トウミジャパン株式会社ほか八名</p>	
<p>二十二 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>十四 変更を行った小売業者の氏名又は名称 トウミジャパン株式会社ほか二名</p>	
<p>一 店舗名 丸の内通りビル・岸本ビルヂング</p>	<p>十五 変更前の小売業者の住所 港区赤坂四丁目三番二十八号(トウミジャパン株式会社) ほか</p>	
<p>二 店舗所在地 千代田区丸の内二丁目二番一号</p>	<p>十六 変更後の小売業者の住所 渋谷区東三丁目十六番三号(トウミジャパン株式会社) ほか</p>	
	<p>十七 変更前の小売業者の代表者名 野間 敬輔(トウミジャパン株式会社) ほか</p>	

平成三十年九月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 高島平商業施設建物

二 店舗所在地 板橋区高島平九丁目二十三番一号

三 設置者名 東京地下鉄株式会社

四 設置者住所 台東区東上野三丁目十九番六号

五 変更前の開店時刻 午前十時

六 変更後の開店時刻 午前九時

七 変更前の閉店時刻 午後九時ほか

八 変更後の閉店時刻 午後九時

九 変更前の来客が駐車場を利用するこ  
とができる時間帯 午前九時三十分から午後九時三十分まで

十 変更後の来客が駐車場を利用するこ  
とができる時間帯 午前八時三十分から午後九時三十分まで

十一 変更日 平成三十年九月一日

十二 届出日 平成三十年八月三十一日

十三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業  
振興課(新宿区西新宿二丁目八番  
一号)

十四 縦覧期間 平成三十年九月二十一日から平成  
三十一年一月二十一日まで。ただ  
し、東京都の休日に関する条例  
(平成元年東京都条例第十号)に  
定める休日を除く。

十五 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十  
分まで。ただし、正午から午後一  
時までを除く。

発行 東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価 本号 三〇円  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

